

東久留米市 第8期（令和3年度～令和5年度）介護保険料

所得段階	対象者	保険料率 (軽減前の率)	保険料年額 (軽減前の額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、「課税年金収入額+その他合計所得金額(※2)」が80万円以下の方	0.25 (0.45)	17,700円 (31,800円)
第2段階	住民税非課税世帯で「課税年金収入額+その他合計所得金額」が80万円超、120万円以下の方	0.35 (0.60)	24,700円 (42,400円)
第3段階	住民税非課税世帯で「課税年金収入額+その他合計所得金額」が120万円超の方	0.65 (0.70)	46,000円 (49,500円)
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税、かつ「課税年金収入額+その他合計所得金額」が80万円以下の方	0.80	56,600円
第5段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税、かつ「課税年金収入額+その他合計所得金額」が80万円超の方	1.00	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	1.08	76,400円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	1.26	89,200円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	1.29	91,300円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上、400万円未満の方	1.57	111,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上、500万円未満の方	1.62	114,600円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上、600万円未満の方	1.87	132,300円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上、700万円未満の方	1.89	133,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上、1,000万円未満の方	1.99	140,800円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上、2,000万円未満の方	2.14	151,500円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.18	154,300円

※1 合計所得金額

給与所得、雑所得（公的年金に係る所得等）、配当所得、不動産所得、事業所得等を合計した金額（純損失又は雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）です。ただし、当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金に係る所得の合計額から10万円を控除した額（控除後の金額が0円を下回る場合は0円）とし、土地売却等に係る特別控除の適用がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

※ 下線部は、第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険料の特例措置です。

※2 その他合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額です。ただし、当該合計所得金額に給与所得が含まれる場合には、当該給与所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合は当該控除を適用する前の金額）から10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。